

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市南区辻一丁目一七番、最後の住所埼玉県さいたま市南区辻一丁目一七番九号 被相続人 亡 諏訪 勝男 右被相続人は令和八年三月十五日死亡し、その相続人は令和八年八月十二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年十月二十日

神奈川県横浜市港北区日吉本町三丁目二九番二二号アリュール日吉本町レジデンス五〇一 相続財産清算人 諏訪 淳一

限定承認公告

本籍大分県宇佐市大字森山一〇三三番地、最後の住所埼玉県上尾市大字小敷谷七七番地一西上尾第二団地二一三六一〇八 被相続人 亡 今永登代子

右被相続人は令和八年六月日時不詳死亡し、その相続人は令和八年十月五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年十月二十日

大分県宇佐市大字四日市一五三三番地一口フティ宇佐一〇三三番地 限定承認者 今永 健敏

資金移動業の廃止の公告

当社は、令和八年十一月三十日までをもって資金移動業を廃止する事といたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に關し負担する債務履行の完了方法につきましては左記に定めるとおりといたします。

一、令和八年十一月三十日までの取引において一週間以内に受取人に着金されなかった場合、現金受取の場合は三十日以内に受取完了されずにキャンセル扱いとなった場合は銀行口座を確認させていただき返還をいたします。
二、返還時の振込手数料等は当社で負担いたします。
以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告します。

令和八年十月二十日

東京都港区西新橋一丁目一番一号日比谷フットワーワー〇階 World Remit Ltd. 日本における代表者 ウィットモア・ロバート

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。また、存続会社である甲は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。さらに、消滅会社である乙は、資本金の額を六億六千四百八十四万五千五百円減少することにいたしました。この合併又は資本金の額の減少に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) https://corp.tsukuni.net/public_notice/

令和八年十月二十日 東京都港区赤坂二丁目五番八号

(甲) 株式会社TSA Investment ent 代表取締役 半田 智英

(乙) ジャパン・ウェルビーイング株式会社 代表取締役 高島 毅

債権申出の催告

当社は、平成二十七年七月十七日費用不足による破産手続廃止決定により解散しましたが、残余財産の清算のため令和八年一月十九日津地方裁判所松阪支部より当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年十月二十日

三重県多気郡明和町大字上野六番地

清算人 弁護士 村瀬 勝彦 連絡先 三重県津市中央一番一号 三重会館四階 なぎさ法律事務所

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億一千万円減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.akaska-accounting.jp/balance/>

令和八年十月二十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一二〇九号株式会社赤坂国際会計内 エスエルピーシー特定目的会社 取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を十五億七千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年四月十六日

掲載頁 六十一頁(号外第九十号)

令和八年十月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

オリオンMF特定目的会社 取締役 関口 陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を一億九千七百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年四月十六日

掲載頁 六十二頁(号外第九十号)

令和八年十月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

シリウスMF特定目的会社 取締役 関口 陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を一億六千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年四月十六日

掲載頁 六十一頁(号外第九十号)

令和八年十月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

アルタイルMF特定目的会社 取締役 関口 陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を二千五百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年四月二十日

掲載頁 五十四頁(号外第九十二号)

令和八年十月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

カニスMF特定目的会社 取締役 田中 雅勝

取消公告

令和八年十月九日(号外第二二三号)掲載の吸収分割公告及び決算公告(枠組)中、吸収分割公告のみを取消します。

令和八年十月二十日

東京都品川区広町二丁目一番三号 OIM ACH I・TRACKS・RES IDEN CE一四一八号室

(甲) 株式会社おひさまホールディングス 代表取締役 廣海 勝也

(乙) 株式会社クラシオホールディングス 代表取締役 廣海 勝也

徳島県徳島市応神町応神産業団地六番四

取消公告

令和八年十月六日掲載の限定承認公告は取消します。

令和八年十月二十日

東京都港区赤坂八丁目五番三三二号田中駒ビル

一階 相続財産清算人 代理人弁護士 遠藤 幸子